

令和7年度
筑波大学法科大学院
〔人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻〕
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試 験 問 題 (民事法)

(120分)

受験番号	氏 名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて**5**枚であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください(ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限りません)。
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

民法（配点 150 点）

下記の【第1問】および【第2問】に答えなさい。

【第1問】（75点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の（1）から（3）までに答えなさい。

〔事例〕

甲土地と乙土地はいずれもAの所有であり、A名義の登記がなされていた。

Bは、2023年5月10日、Aに対して弁済期を2028年5月10日として5000万円を貸し付け、このAの負担する貸金債務（以下「A貸金債務」という。）を担保するために、甲土地および乙土地に共同抵当権が設定された。これらの抵当権の設定登記は2023年5月24日になされた。

2025年11月15日にAが死亡した。Aの相続人はCとDであったが、2026年3月20日に遺産分割協議が成立し、甲土地および乙土地のいずれについてもCの持分を3分の2、Dの持分を3分の1とすること、A貸金債務はCが負担することが決められた。そして同年4月1日には、甲土地および乙土地についてこの遺産分割協議の内容に沿った所有権移転登記が経由された。

2026年4月10日、CはEとの間で、甲土地を、建物建築目的で、賃料月額10万円、賃料の支払時期は前月末日、期間は同年5月1日から30年間、敷金30万円との約定で賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結し、これに基づいて甲土地をEに引き渡した。本件賃貸借契約締結の際、Eは甲土地がCとDの共有に属することを知らず、登記記録も確認しなかった。Eは甲土地上に丙建物を建築し、同年9月10日には丙建物についてEの長男であるF名義の所有権保存登記がなされた。以後、丙建物にはEとその妻、ならびにFが居住しており、Eは賃料を毎月Cに対して遅滞なく支払い続けている。

2027年1月10日になって、Dは甲土地が自己に無断でEに賃貸されていることに気づいた。

- （1）Dは、2027年1月20日に、Eに対して丙建物の収去および甲土地の明渡しを求めた。この請求は認められるか。（20点）

〔事例（続き）〕

上記紛争については、2027年4月30日になって、C・D・Eの間で、甲土地および乙土地に有するDの持分をCがDから2500万円で買い取ること、本件賃貸借契約の効力が存続すること、Dは他の金銭的請求を一切しないことを内容とする和解が成立した。CはDに即日、2500万円を支払っている。

Cは自己の単独所有となった乙土地上に丁建物を建築し、2028年2月10日にC名義の所有権保存登記がなされた。

2028年4月10日、CはGから弁済期を2029年4月10日として5000万円を借入れ（以下「C貸金債務」という。）、甲土地および乙土地に共同抵当権が設定された。これらの抵当権の設定登記は、2028年4月25日に経過された。

2028年5月10日、A貸金債務がCによって弁済されたため、Bが甲土地および乙土地上に有していた抵当権の登記が抹消された。

2029年初頭からCの営んでいた会社の経営状況が急激に悪化したため、Cは弁済期にC貸金債務の弁済をすることができなかった。そこでGは、同年5月15日に甲土地および乙土地の抵当権を実行し、いずれもHが競落して同年7月20日には甲土地および乙土地につきH名義への所有権移転登記がなされた。競落の事実を知ったEは、同月31日に8月分の賃料10万円を供託した。

（2）Hは、2029年8月10日、Cに対して、丁建物の収去および乙土地の明渡しを求めた。この請求は認められるか。想定されるCの反論を踏まえて答えなさい。（30点）

（3）Hは、2029年8月10日、Eに対し、丙建物の収去および甲土地の明渡しを求めた。この請求は認められるか。想定されるEの反論を踏まえて答えなさい。（25点）

【第2問】（75点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

〔事例〕

Xは、東京都豊島区で、江戸時代から続いた老舗の料亭を経営している。長年地域住民に愛された料亭であり、コロナ禍を乗り越えて、経営は安定していた。しかし、Xは心臓の持病が悪化し、後継者もみつからないことから、2023年12月31日をもって店を畳む決意をした。

Xは、長年の地域住民の愛顧に感謝の気持ちを表したく思い、営業最終日である2023年12月31日のランチメニューとして、店の名物料理である「ブリの照り焼き」を通常価格の半額で提供する特別企画を計画した。Xは、営業最終日の1か月以上前から、「2023年12月31日をもって当店は閉店いたします。これまで支えていただきありがとうございました。長年のご愛顧に感謝し、営業最終日のランチメニューとして、70食限定で、当店名物の「ブリの照り焼き」を通常価格の半額でご予約のお客様にご提供させていただきます。」という張り紙を店頭に張り出すとともに、常連客には挨拶状とともに、同じ内容の案内文を郵送した。予約が数日で埋まるほどの人気だった。

2023年12月31日の朝、Xは近所の魚市場に行き、なじみの水産業者Yに上記の事情を伝え、「ブリの照り焼き」70食を作るためには10キロ前後のブリが必要であると言い、10キロ前後のブリで良いものはないかと尋ねた。Yは、「10キロ、石川産、キロ20,000円」の札が張られたブリ（以下「本件ブリ」という。）を指し示し、この季節での高級のブリである旨伝えた。Xは、Yから、本件ブリを代金20万円で購入し、本件ブリを店に持ち帰った。

ところが、Xが本件ブリを捌く前に確認したところ、重量は実際には8キロしかなく、「ブリの照り焼き」はどう工夫しても60食分しか作れなかった。やむなくXは、不足分の10食については予約客に謝罪し、代わりにマグロのステーキを無償で提供した。

Xは、経済的な損失を被ったことはもちろん、先祖伝来の料亭の最後の営業日に客との約束を守れなかったことに精神的苦痛を感じた。

2024年1月1日、Xは心臓の持病が悪化して緊急入院し、そのまま心臓の手術を受け、Yに対して何の行動も起こさぬまま、2025年1月5日に退院した。

【設問】

2025年1月5日の時点で、XはYに対し、いかなる請求ないし主張をすることができるか。なお、XはYに本件ブリの代金を支払っていないものとする。

民事訴訟法（配点 50 点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【第1問】および【第2問】に答えなさい。

〔事例〕

Xは、Yに対して絵画を300万円で売却し（以下、この売買を「本件売買」という。）、Yに絵画を引き渡した。本件売買の際、ZがYの代金債務について民法所定の方式に従い書面にて連帯保証をした。

後日、XがYに対して本件売買代金300万円の支払を求めたところ、Yは、代金の支払を拒否したため、Xは、Yを被告として、本件売買代金300万円の支払を求める訴えを提起した（以下、この訴えに係る訴訟を「前訴」という。）。

前訴において、Yは弁済の抗弁を提出してXの請求を争ったところ、前訴の裁判所は、審理の結果、Yが主張する弁済の事実を認め、Xの請求をすべて棄却する判決を言い渡し、この前訴判決は確定した。

その後、Xは、前訴裁判所が認定したYによる弁済の事実は、YがXに対して負っている別口の貸金債務に対する弁済であったとして、再度、Yに対する本件売買代金300万円の支払請求と共に、Zを共同被告として、Zに対する保証債務の履行請求をあわせて訴え提起した（以下、このYおよびZに対する訴えに係る訴訟を「後訴」という。）。

【第1問】

前訴確定判決は、後訴におけるXのYに対する請求にどのような影響を及ぼすか。結論とその理由を説明しなさい。（20点）

【第2問】

前訴確定判決は、後訴におけるXのZに対する請求に影響を及ぼすか。他説にも言及しながら、自説に基づく結論とその理由を説明しなさい。（30点）

令和7年度
筑波大学法科大学院
〔人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻〕
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試 験 問 題 (刑事法)

(90分)

受験番号	氏 名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて**3**枚であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください(ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限りません。)。
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

刑法（配点100点）

以下の「事例」を読んで、甲、乙および丙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

【事例】

失業して日々の暮らしにも困窮していた甲は、近所に住む資産家Aが、日頃から大金を持ち歩いていることを知ると、「Aを殺害してでも、金を強奪しよう。」と企てた。そこで、ある夜、甲が、帰宅するAの後をつけると、ビルの建設現場の前に差し掛かった。夜であったことから当該現場には作業員もおらず、周囲に人影も見えなかったため、「ちょうどいい。ここでAを殺そう。」と考えた甲は、落ちていた建設用のびょう打ち銃を拾い上げ、Aの背後から左胸の裏付近を狙ってびょうを発射させた。発射されたびょうは、Aに胸部貫通銃創を負わせ、さらに、貫通したびょうが約20メートル前方を通行中のBに腹部貫通銃創を負わせ、両者ともが死亡した。

甲が、Aだけでなく意外のBまでも殺してしまったことに動揺していると、そこに、作業員乙が現れた。乙は、血を流して倒れているAやBを見て驚いたが、凶器を持って立ち尽くす甲を見て、「早く逃げないと、自分も殺されるかも知れない。」と考え、走って逃げた。慌てた甲は、乙の後を追いかけようとしたが、乙の足があまりにも速いので、すぐに諦めた。

すると、今度は、甲の甥である丙が通りかかった。甲が、丙に対して、とっさに、「同僚と揉めた勢いで、殺してしまった。」と言い訳すると、それを聞いた丙は、「小さな頃から世話になってきた甲を、犯罪者にするわけにはいかない。」と考え、「ここは俺に任せて、叔父さんは早くここから逃げなよ。」と申し向けた。甲が、急いでその場を立ち去ると、それを見届けた丙は、死体を物陰に運び、凶器の指紋を拭き取るなどの作業をした。

一方、乙は、しばらく走っても甲が追いかけてこないで、公園のベンチで休むことにした。乙が、人殺しも厭わない甲の粗暴さを思い出して震えていると、遠くの方から、甲らしき男が、やくざ風の男と一緒に近付いてくるのが見えた。乙は、その男が実際は甲ではないのに、「さっきの男が仲間を連れて、私を捕まえに来た。」と考え、再び走り出した。焦った乙は、進路前方の中華料理店の前に配達用に停めてあった自転車を見付けると、「これを使って、安全な場所まで逃げよう。」と考え、無断で当該自転車を発進させた。しかし、乙の様子に気が付いて追ってきた店員Cと揉み合いになった乙は、自転車を取り返されまいとしてCを殴り倒し、Cを失神させた。

刑事訴訟法（配点 50 点）

以下の「事例」を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

【事例】

甲は、内妻と共謀の上、内妻の連れ子である当時 11 歳の女兒に掛けた保険金を取得することなどを目的に、同児を一人で入浴させている間に、甲において家屋内の車庫に放火して、家屋を全焼させて同児を焼死させ、保険金を詐取しようとしたとして起訴された。

甲は、第 1 審公判段階から、本件火災は車庫内の車からの自然発火であり、放火はしていないなどと主張していたが、その訴訟手続の中で、火災発生直後の甲の言動を目撃した近隣住民 A が証人として、下線部①のとおり供述した。

すなわち、第 1 審において、A は、①「本件火災時、道路の方から、『消火器、消火器』という声がしたので、家の中から玄関を開けると、そこに上半身裸の甲が立っていた。私は、消火器を取りに台所の方に入っていった。すると、甲も後からついてきて、私が消火器を壁から外すのを手伝ったが、私が外すと、甲は一人で外へ出て行った。私は、甲の後に道路に出ていったが、道路に出ると甲の姿は見当たらなかった。すると、甲の家の前に白いポロシャツを着た見知らぬ人がいて、しゃがんで消火器で消火をしていたため、その人の横に私の消火器を置いた。』旨を供述した。

弁護人 B は、A の下線部①の供述は、事件後間もなく消防吏員が A から聞き取ったとされる「聞き込み状況書」（以下「本件書証」という。）と題する書面中の下線部②の供述内容との間に齟齬があるとして、本件書証について証拠調べの請求をした。

本件書証には、「消防司令補 F」の記名および押印があり、同人が、本件火災当日、A から②「居室に居ますと裸の甲が飛び込んで来て、『消火器を貸してください。』と言うので 1 本持たせ一緒に出ますと、甲の家が火事になっていました。甲が消火器で消火している間に私は自宅に戻り、家内に 119 番通報するよう言いました。」と聞き込んだ旨の記載がある。ただし、本件書証には、A の署名および押印がなかった。

【設問】

本件書証の証拠能力について論じなさい。

令和7年度
筑波大学法科大学院
〔人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻〕
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試 験 問 題 (公法)

(60分)

受験番号	氏 名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて**3**枚であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください(ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限りません。)。
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

憲法（配点 100 点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

〔事例〕

C市庁舎前広場（以下「本件広場」という。）は、壁や塀で囲われていない南北約60m、東西約50mの平らな広場で、C市庁舎のすぐ北側に位置している。北側および東側が、利用者の多い主要道路の歩道に接した、いわゆる「角地」である本件広場は、市民の目につきやすく、また繁華街の近くということもあり人々が集まりやすい場所にあるため、これまでも多くの集会の利用に供されており、特に土日祝日の閉庁日には、かなりの大音量を発する音楽フェスティバル、地元産品をアピールするため酒類を含めた飲食物の提供を伴う行事、核兵器廃絶を訴える集会、さらには現市長の市長選出陣式および出馬会見が、C市庁舎等管理規則（以下「本件規則」という。）第6条所定の許可を受けた上で、開催されてきている。

「P県憲法を護る会」に所属するXは、202*年5月3日（憲法記念日）の12時から14時まで、本件広場で約300人が参加する護憲集会（以下「本件集会」という。）を行うことにつき、本件規則第6条にもとづきC市長に許可を求めた。これにつきC市長は、これを許可してしまうと、市民の間でも見解の分かれるテーマをめぐる一方の勢力に対し市（長）が援助・助長しているかのような外観が生じ、市の行政の政治的中立性に疑義が生じ、これに対する住民の信頼が損なわれ、ひいては公務の円滑な遂行が確保されなくなるという支障が生じるおそれがあると考え、本件集会が本件規則第5条第12号が禁じる行為に当たり、本件規則第6条にいう「庁舎等の管理上…支障が」あるとして、これを不許可とした（以下「本件不許可」という。）。Xが所属する団体には、Xらの意見に反対する別団体との抗争歴は一切なく、また約300人という想定参加人数も、本件広場に十分収容可能な規模であり、本件不許可は専ら上記の理由によるものであった。

【設問】

上記〔事例〕に含まれる憲法問題につき、これまでの最高裁判所の判例に照らし、論じなさい。

＜参考＞

C市庁舎等管理規則

第1条 この規則は、庁舎等の管理に関し必要な事項を定めることにより、
庁舎等の保全及び秩序の維持を図り、もって公務の円滑な遂行に資すること
をその目的とする。

第2条 この規則において「庁舎等」とは、本市の事務又は事業の用に供す
る建物及びその附属施設並びにこれらの敷地で、市長の管理に属するもの
をいう。

第5条 何人も、庁舎等において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(11) (略)

(12) 特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で個人又は
団体で威力又は氣勢を他に示す等の示威行為

第6条 市長は、庁舎等の管理上特に支障がないと認めるときは、住民によ
る庁舎等の使用を許可することができる。